

令和 7 年度つがる市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等から物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を推進し、障害福祉サービス事業者等受注機会の拡大を図り、障害者雇用の促進及びその職業の安定並びに福祉就労の促進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 調達方針の対象範囲

本方針の対象とする機関は、市長部局、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会、消防本部とする。（各出先機関を含む。以下これらを「各部局等」という。）

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- （1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。）に基づく事業所等
 - ① 障害者支援施設
 - ② 地域活動支援センター
 - ③ 生活介護事業所
 - ④ 就労移行支援事業所
 - ⑤ 就労継続支援事業所（A 型、B 型）
- （2）障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号。）に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- （3）障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ① 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - ② 重度障害者多数雇用事業所（以下の要件をすべて満たす事業所）
 - ア 障害者の雇用者数が 5 人以上
 - イ 障害者の割合が従業員の 20% 以上
 - ウ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

- ① 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- ② 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 物品等調達の基本的考え方

- (1) 各部局等は、障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を考慮しつつ、調達の推進に努めるものとする。
- (2) 担当課は、調達を円滑に進めることができるよう障害者就労施設等から調達可能な物品等の内容を把握し各部局等に情報提供を行うこととし、各部局等はその情報を基に障害者就労施設等から直接調達するものとする。

6 調達の目標

今年度の目標数値は、前年度（令和6年度）の実績を参考としつつ、それを上回るよう努めるものとする。

7 物品等のとりまとめ及び公表

障害者就労支援施設等からの物品等の調達実績については、原則として毎年度、前年度の実績を調達品目ごとに取りまとめ、公表するものとする。

8 その他

- (1) この物品等調達方針に定めるもののほか、方針の実施について必要な事項は、市長が別に定める。
- (2) この物品等調達方針に関する担当課窓口は、健康福祉部福祉課とする。

附 則

この物品等調達方針は、令和7年4月1日から適用する。